

# 恵庭市中小企業等振興融資制度の概要



## 【個別融資制度の内容】

### 1. 一般事業資金

#### (目的)

事業活動に必要な資金を融資し、経営基盤の確立を促進し、もって中小企業の振興に資することを目的とします。

#### (融資条件)

この資金の融資は、次表に掲げるところにより行うものとします。

融資対象者	恵庭市中小企業等振興条例第2条に定める中小企業者等で、市内に事業所を有する中小企業者及び中小企業等協同組合等
資金使途	運転資金、設備資金（ただし、市内設備に限ります。）
融資限度額	運転資金 1,000万円以内、設備資金 3,000万円以内
利率	3年以内 1.8%、5年以内 2.0%、7年以内 2.2% 10年以内 2.4%
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
返済方法	月賦又は一括返済
保証人・担保	原則として、法人は代表者を連帯保証人とし、個人事業主は不要とするとともに担保は必要に応じて徴することとします。
信用保証	北海道信用保証協会の信用保証を付すものとします。
保証料率	北海道信用保証協会所定の信用保証料率を適用 (年0.5%～年2.2%)
取扱金融機関	北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、北央信用組合

# 恵庭市中小企業等振興融資制度の概要

## 2. 小口事業資金

### (目的)

北海道信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る「責任共有制度」の導入による小規模企業者への影響を緩和するため、責任共有制度の対象除外となる資金を融資し、小規模企業者への安定的な資金調達を維持し、経営の安定に資することを目的とします。

### (融資条件)

この資金の融資は、次表に掲げるところにより行うものとします。

融資対象者	条例第2条に定める中小企業者等で、次に掲げる中小企業信用保険法第2条第2項に定める小規模企業者 (1) 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの。 (2) 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの。 (3) 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの。 (4) 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。 (5) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。
資金用途	運転資金、設備資金（ただし、市内設備に限ります。）
融資限度額	1,250万円以内（ただし、既存の北海道信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で1,250万円の範囲内となる新規の保証に限ります。）
利率	3年以内 1.6%、5年以内 1.8%、7年以内 2.0% 10年以内 2.2%
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
返済方法	月賦又は一括返済
保証人・担保	原則として、法人は代表者を連帯保証人とし、個人事業主は不要とするとともに担保は必要に応じて徴することとします。
信用保証	北海道信用保証協会の信用保証を付すものとします。 ※ 借入金額が500万円以内の場合、恵庭市が信用保証料の1/2を補給する
保証料率	北海道信用保証協会所定の信用保証料率を適用 (年0.50%～年2.2%)
取扱金融機関	北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、北央信用組合
その他	北海道信用保証協会の責任共有制度の対象除外となる「小口零細企業保証制度」の対象資金。

# 恵庭市中小企業等振興融資制度の概要

## 3. 起業家育成資金

### (目的)

創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓の支援を行うことにより、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、企業の育成を図ることを目的とします。

### (融資条件)

この資金の融資は、次表に掲げるところにより行うものとします。

融資対象者	(1)事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内に市内で新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの。 (2)中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの。 (3)事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人(当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限る)。 (4)設立の日以後の期間が5年未満の会社(当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る)。 (5)設立の日以後の期間が5年未満の会社(自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ、新たに設立したのものに限る)。
資金使途	運転資金、設備資金(ただし、市内設備に限る。)
融資限度額	500万円以内
利率	3年以内 1.4%、5年以内 1.6%、7年以内 1.8% 10年以内 2.0% ※ 商店街等の空き店舗に開業する場合には、上記利率より0.2%少ない利率とします。
融資期間	10年以内(うち据置1年以内)
返済方法	月賦又は一括返済
保証人・担保	原則として、法人は代表者を連帯保証人とし、個人事業主は不要とするとともに担保は不要とします。
信用保証	北海道信用保証協会の信用保証を付すものとします。 ※ 恵庭市が信用保証料の全額を補給します
保証料率	北海道信用保証協会所定の信用保証料率を適用(年0.5%~年2.2%) ※ 北海道信用保証協会の創業等関連保証の適用を受ける事業(年0.86%)
自己資金	「融資金額の範囲内」とし、北海道信用保証協会の「創業関連保証」及び「創業関連保証」を適用する場合には要綱に準ずる。
取扱金融機関	北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、北央信用組合

# 恵庭市中小企業等振興融資制度の概要

## 4. 経営安定資金

### (目的)

経済環境の変化により事業活動に支障をきたしている中小企業者に対し、事業活動に必要な資金を融資し、経営の安定に寄与することを目的とします。

### (融資条件)

この資金の融資は、次表に掲げるところにより行うものとします。

融資対象者	条例第2条に定める中小企業者等で、次に掲げる資金の当該各号のいずれかに該当するもの。 (1) 不況対策資金 ア 最近3か月間又は6か月間の月平均売上額又は平均粗利益が、直近3か年のいずれかの年の同期の月平均売上額又は平均粗利益に比べて減少していること。 イ 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、直近3か年のいずれかの年の同期の月平均受注額に比べて減少していること。 ウ 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっていること。 (2) 倒産関連防止資金 市長が指定した倒産企業、又は中小企業信用保険法第2条第4項第1号において国が指定する倒産企業に、売掛金債権等を50万円以上有していること。 (3) 災害対策資金 火災、風水害等の被害を受けた者。 (4) 金融取引対策資金 申請者の取引先としている金融機関からの直近の借入金残高が、前年同期に比して10%以上減少し、かつ、全ての金融機関からの直近の総借入金残高が、前年同期比で減少していること。 (5) アスベスト対策資金 飛散性アスベストの除去などの対策を行う者。
資金使途	(1) 不況対策資金 運転資金、設備資金 (2) 倒産関連防止資金 運転資金 (3) 災害対策資金 運転資金、設備資金 (4) 金融取引対策資金 運転資金、設備資金 (5) アスベスト対策資金 アスベスト除去に係る資金
融資限度額	500万円以内
利率	3年以内 1.6%、5年以内 1.8%、7年以内 2.0%
融資期間	7年以内（うち据置1年以内）
返済方法	月賦又は一括返済
保証人・担保	原則として、法人は代表者を連帯保証人とし、個人事業主は不要とするとともに担保は必要に応じて徴することとします。
信用保証	北海道信用保証協会の信用保証を付すものとします。 ※ 恵庭市が信用保証料の全額を補給します
保証料率	北海道信用保証協会所定の信用保証料率を適用（年0.5%～年2.2%）
取扱金融機関	北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、北央信用組合

# 恵庭市中小企業等振興融資制度の概要

## ●信用保証料の補給制度について

恵庭市では、信用保証料の補給制度を設けています。

信用保証料補給の対象者は、小口事業資金、起業家育成資金、経営安定資金を利用して融資を受け、北海道信用保証協会に信用保証料を支払った中小企業者です。

保証料の補給を受けようとする方は、「信用保証料の補給申込書」に必要書類を添付の上、経済部商工労働課まで申し込みください。

なお、保証料の補給は、予算の範囲内での交付となるため、年度途中で予算が消化された場合に取扱いできない場合があります。

## ● 金融相談受付機関

機 関 名	所 在 地	電 話
恵庭商工会議所	京町80番地	34-1111

## ● 取扱金融機関

機 関 名	所 在 地	電 話
北洋銀行恵庭中央支店	漁町17番地	33-3111
北海道銀行恵庭支店	泉町1番地	32-4131
北海道信用金庫恵庭支店	漁町14番地	32-2165
北央信用組合恵庭支店	末広町81番地	32-2116
北央信用組合有明支店	有明町5丁目1番1号	33-2118

## 【お問い合わせ先】

市融資制度に関する詳しい内容については、下記にお問い合わせください。

恵庭市経済部 商工労働課 商業担当

〒061-1498 恵庭市京町1番地（市役所3階）

電話 0123-33-3131（内線3331）

FAX 0123-33-3137